

第2回市議会定例会始まる



一般会計補正予算案など9議案を上程

第2回市議会定例会が6月7日に開会され、南市長が招集のあいさつをしたあと、会期を24日までの18日間と決定しました。

最初に、全国市議会議長会から、15年以上の勤続議員として今西議員に、10年以上の勤続議員として東田議員、大橋議員に表彰状が伝達されました。

続いて日程に入り、市長が今回提出した一般会計補正予算案など9議案の提案説明を行い、1日目を散会しました。11日に再開された本会議では、一般会計補正予算案などを各常任委員会に付託し、休

会中に審査することになりました。

なお、今議会に提出された議案は、つぎのとおりです。

議案

- 平成25年度一般会計補正予算
- 天理市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 天理市子ども・子育て会議条例の制定について
- 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の制定について
- 山辺広域行政事務組合の解散について
- 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について
- 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。

| 納付が困難なときは | 30歳未満の人は | 学生の人は |
|---|--|---|
| 保険料免除制度 | 若年者納付猶予制度 | 学生納付特例制度 |
| 経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。 | 本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額についての納付が猶予されます。納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。 | 本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額についての納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。 |

☆保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業された人は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

◆問い合わせ 市役所 保険医療課(☎内線714・860)、桜井年金事務所(☎0744-42-0033)へ